

東日本大震災及び原子力発電所の 安全対策等に関する決議

3月11日に発生した東日本大震災は、7か月が経過した今なお、被害額の全容もわからず、約2万人の死者・行方不明者を出し、仮設住宅の建設等により避難者は減少傾向にあるものの、未だ7万数千人におよぶ被災者が避難生活を余儀なくされており、避難生活の長期化が懸念されている状況にある。

加えて、東京電力福島第一原子力発電所における原子力災害は、未だ収束の見通しが立っておらず、被災地の復旧・復興を妨げているとともに、多くの住民に不安を与え続けている。さらには放射能汚染された農畜産物等への新たな問題が発生していることもあり、一日も早く住民の安全・安心を確保しなければならない、憂慮すべき事態が続いている。

国においては、苦難と悲嘆の中から再生への途を懸命に模索している住民、被災自治体及び人的・物的支援や避難者支援を全力で行っている自治体に対して、また、原子力災害の早期収束と風評被害を含む完全な賠償及び原子力発電所等の安全対策など、下記事項について、国の責任と財政負担により、万全の措置を講じるよう強く要請する。

記

1 東日本大震災に係る避難者支援について

- (1) 一日も早い被災地の復旧・復興のため、迅速かつ全面的に支援すること。
- (2) 避難のさらなる長期化が予想される中、被災自治体に人的・物的支援を行っている自治体や被災住民を受け入れている自治体に対し、国の責任で確実な財政措置を講じること。

2 原子力発電所事故の安全対策の徹底について

- (1) 福島第一原子力発電所事故について、国は東京電力とともに、早期に収束を図り、住民の安全確保と不安解消を図ること。

- (2) 国は、福島第一原子力発電所事故の徹底した検証を行い、安全基準を見直し、原子力発電所のあらゆるリスクを考慮した安全対策を徹底するとともに、住民の安全・安心を最優先とした防災指針に見直すこと。
- (3) 放射性物質放出による対応について
- ア 国は食品等の安全を確保し、消費者が食に関する安心感を取り戻せるよう、国の責任において適切な措置を講じること。
- イ 放射性物質を含む稲わらを与えられた肉用牛の県内外の全頭検査や国による買い上げ、緊急融資の対策を講じること。また、安全な稲わらの確保対策に万全を期すと共に、風評被害の払拭と価格低下に伴う減収分を財政支援すること。
- ウ 放射性物質を含む浄水及び下水汚泥等の処分方法・処分先の確保や明確な対応方針を示すとともに、その処理等に対する財政措置を講じること。

以上 決議する。

平成23年10月14日

第159回北信越市長会総会